

岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第4条第2項第1号及び第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第36条第2項及び第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める

(岩沼市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 岩沼市障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成13年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(岩沼市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第3条 岩沼市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中岩沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定は、公布の日から施行する。